

感染症の予防及びまん延防止のための指針

社会福祉法人 美浜町社会福祉協議会

美浜町社会福祉協議会が運営する事業に係る感染症の予防及びまん延防止のため本指針を定めます。

1. 基本的な考え方

感染症の予防及びまん延防止のために、必要な措置を講ずるための体制を整備し、利用者・家族及び職員の安全を確保するための対策を実施します。

2. 委員会の設置

(1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討するため「美浜町社会福祉協議会安全衛生委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、担当者は、各事業所の管理者と定めることとします。

(2) 委員会は毎月開催し、必要に応じ随時開催します。

(3) 委員会は次の事項について検討することとします。

- ① 本指針の整備に関すること
- ② 職員研修の内容に関すること
- ③ 平時の対策に関すること
- ④ 発生時の対応に関すること
- ⑤ その他、必要な事項

3. 平時の対策

「介護現場における感染対策の手引き」に沿って、感染症の予防及びまん延防止に努めます。

4. 発生時の対応

日常の業務に関して感染事例または感染のおそれのある事例が発生した場合には、感染症マニュアルや業務継続計画（BCP）に従い、対応にあたります。

5. その他

(1) 指針等の見直し本指針及び感染症対策に関するマニュアル等は委員会において、必要に応じて見直し、改正するものとします。

(2) 本指針は、職員、利用者や家族等が自由に閲覧できるように、事業所内に常設し、また、ホームページに公表します。

(附則)

この指針は、令和 6年 4月 1日より施行する。

この指針は、令和 6年 7月17日に改定する。